國續風土記 卷之十七目錄

宗像郡 下

大穗村茶燒寺 鐘 岩 野 孔 名 勝 手光村長谷寺 山田村增福院 許斐山神社 窟 大 御 兒 浦桂潟 不動 寺 山 浦 町 Щ 島 坂 村 牟 西 有 神 織 田 本 太 興 石 海 上八村承福寺 一島一切經井 田中 褔 湊勝島 幯 社 村 道 潟 木山 尻 鄉 依 縫 江 宮 須 宗 佐 吉田村鎮國寺 太 含 内殿村神社 吉富八所大明神 殿大明神 屋 口村五月濱 等寺 利 禮 地 形 倉 村 村 山 山 村 嶽 田

筑前國續風土記 卷之十七

貝 貝 原 原 好 篤 古 信 選定 編錄

田

定

直

校正

宗像郡 下

馬の形を現じ、或は大蛇の形を顯はして、其女を食 高棚を構へ、上に未、嫁女を生贄とせしに、神出で白 許有。是和州吉野の藏王權現と一神也と云。其鎭座 池田村に屬せり。宗像山の北についけり。高山也。 司つかさどる。證文有。山の頂に大穴有故、孔大寺 卅町を孔大寺權現に寄附せらる。其祭田は宗像大宮 山の八分上に、孔大寺權現の社有。池田村より十町 の號有。孔は穴とよむ。宗像縁起に、昔は彼穴口に の初知れず。昔延曆年中、遠賀郡内浦村にて、 しと云。いぶかし。若然らば古狸豺狼のわざか。 O孔大寺山 祭田

民 之と云り。正神ならばかく人を用べからず。若邪神 妖 原の長さ十二三町、 世に類稀なる大木也。 魚曰、祭祀以爲\人也。民者神之主也。用\人其誰享\ 左傳に、人をいけにへとする事をそしりて、司馬子 たりと云。民俗の説、 大寺山より惡風吹て、此所にて往來の牛馬千疋 たるみに越道也。又池田村の内に千疋原と云所有。 ならば祭るべからず。此山に銀杏木有。周り五圍有。 んとて、 魅 め尊びしなるべし。但俗人は神威をい 愚 の類成るべし。 却て神に凶邪を誣る事有。此説信じがたし。 にして、 かゝる人をとり喰ふ邪 正神とすべからず。 横四五町有。村民の説に、 其實否辨ずるにたらず。 たるみのはたとて、普道有。 古 神をも、あ かめしく へ邊鄙の

〇田 島 一切經井石佛

附せられしかば、重盛公歿後に、 して、大藏經及石佛を渡せり。 重盛公唐へ金三千兩を渡して、 其船宗像郡江口に着 育王山へ 唐土より其追福と 田 地

經も 國 是も寬文二年に本社の側に移せり。 經 物を請べき人なかりしかば、 け 日 ける巖經一部は、彼唐より來りし巖經を元本として、 に建て歸る。又此祉に色定法師が自一筆にて書し 也。平治の年誕生、字を良祐と云。聖福寺開山千光 田島に在。石佛は元は學頭屋敷の岩屋の内に在しが、 二尺五寸、厚さ九寸有。製作巧妙也。色定法師がか へ奉納し給ふ。其内一册如何して取殘しけん。 へは上らず、 師法弟 筆にて書寫せし本也。 は 法華四功德の文を誦て、始て濺經 るが 大宮司氏國に對し 一部有。すべて二部有しかば、唐土より渡り 慶長年中、國主長政公より日光山東照宮權現 是により入宋し本邦に歸 心 此時 癜經石佛を此社に納て、 早く釋門に入て、博 旣 に平家亡で、 色定は田島の座主宣祐が子 弘く瞿曇の玄教を演べ、 源氏の 唐土の人此由を聞、 **b** く群籍に 長四尺八寸、 世と成 一筆書寫 宗像田島に來 石碑を近き山 b の大 **今**猶 其 横 藏 都

崇福寺の末寺也。 神廟の西の側、別屋に在て神贄のごとし。色定自我が 紙をつぎし糊は製法を入宋の時習ひ來り、今に至て 切經 木像を刻み置しも今に在。仁治二年圓寂す。年八十 又中頃やけて今は四千六百卷となれり。此藏經今も 首にかけて書寫しけるとかや。色定法師廿九歲、文 二、其墓は田島村興聖禪寺に在。白塔と云。橫岳 と書す。此外は色定と書り。名を出ざる卷も多し。 す有。建曆三年書寫比丘榮祐法師書、又建久六年一 治三年四月十一日、始て筆をおこし、嘉祿二年に 書をことゝし暫くも墨筆を放さず。道を行にも机を 屋を神廟の側に營み、書寫爰に初まれり。起居動靜 つぎめ離れず。此經元は五千四十八窓有。蠹多し。 て其功終る。其間四十一年、經卷の末に年と名を記 12 **為經** 一筆行人比丘良祐と書し、或は文治三年僧良祐 貧財をすてゝ、良祐をして巌經を書しむ。 の功徳を以す。 然共興聖寺は色定が住せし寺には 爱にお いて氏國歸依 の志を 板

h 非 以前の事なり。色定入宋せしは猶其前の事なれば、羅大經が遇し安我朝建長四年にあたれり。色定藏經を書初し文治三年は、六十六年 國 改 色定は先輩 色定とは まで二十五年な 時已記: 藏經一 覺。自言雕,,其國,已十年。欲,盡記,,一部竅經,乃 林玉露曰、 日 ኤ す。 も同 時 寺四方近邊の h めて築祐 ゆるさる。 **今案ずるに、皇鑑法師** 色定法 の說是とすべ 後藏 じ 癥經を半そらに誦す。 其後開基せし時、 别 からず。 なり。 人なり。 師 經をうつす。 余少年時。於,,鐘陸, 邂,,逅日本 或 は 入宋せし時は安覺と云。 华·矣。 **b** 良祐 殺生を禁せん事を朝廷にこふ。 色定とい 同 からず。 安覺は後輩なり。 然 同 人にあらざる が死せし仁治二年よ すなはち是色定が事なりと 人にあらず。年月へだゝれり。 れば鶴林玉露に記せし安覺 安覺は宋にて羅大經に ፌ 墓は寺の境内と 0 一名安覺、文永二年、 を書しば、宋淳祐羅大經が鶴林玉露 宗朝羅大經 名も時もそ 事うたがひな 色定は入宋して 歸 のな 國 カゞ な 郷の後名を り文永二 十二年なり 作 **僧名安** せ ħ 歸。此 あひ 認 か 年 ゎ

ぜん事を請し文永二年は、建長四年より十四年後の事なり。大經少覺にあらざる事もとより明けし。 又皇艦法師鎭國寺四方の殺生を禁 紀少わかきに似たり。是又いでの日に安覺に邂逅すとあれば、 ٠٤: かというが

〇吉 田 村 鎭國寺 京道

の作と云。是は傳教大師 地宮。の本 作とい 巧なる 本 五佛 許有 山 ば領主宗像大宮司長氏ほどこして堂舍を立、 本社 吉 寺の本奪也。 其後山伏住す。 國寺と云。皇鑒より仁秀法印迄廿八世にて座主絶ね。 州仁 地 田 **の** 村 よ の臺を五座作ら 事、 和寺の末寺と成る。 釋 佛像を安置し、 L 龜 り山下の橋迄五町半、 の鎮國寺は屛風 迦 の阿彌陀、許斐山權現の本地、是 山院 右の五 畿内諸州に 本地、薬師、 弘長年中、 凡本地郵跡と云るは、 慶安三年、 佛 何 鎭護國家の道場とす。 も稀に有 b め 山と號す。 大成 て 僧皇鑒是を開基す。 寄附 五社 本地。此三佛弘法大師第三宮の此三佛弘法大師 昌傳と云僧來て住持す。 る 山下の橋より寺迄二 の本尊 也。 木像 給 眞言宗也。 也。 浮屠より L 前國主忠之公 觀音、 とは大 0 此 其 製作 五 神の本地、 第一第一 放に鎮 云出せ 境 佛 Æ. 田 鎮國 社 地 島 の精 町 迻 0

及べり。 昔は此等繁榮して、寺領も多く附たりといへ共、 垂水內浦 來見るもの多かりしとかや。 拾七にて入定して死す。希世の事なれば、四方よ 高野山に住せしが、此國に來て住する事、四十年に 藏院に、右に云し昌傳が弟淸算と云僧住せり。 し。今は絕て花藏院と云一坊のみ殘れ 代は寺領も絕て衰侍る。子院も多かりし迚、其趾多 事の由を記すのみ。 に葬る。吉田村の前に道有。京道と云傳ふ。是より 木食し、 二幅有。唐筆にてうるはし。大般岩經一部有。 五佛堂 は 事にして、神道に云る事にあらず。 b 鰐口鉦鉢有。五佛堂は昔より國主の造修これ有。 〇岩窟 且大宮司寄進狀一通有。金胎兩部の曼陀羅 同四年三月十五日より斷食し、廿一日に六 然るに貞享元年三月廿一日より五穀を絕て へ越す。背京へ上り行大道成しよしいへり。 不 動 又此寺に太政官符有。文永二年 則花藏院の後なる山上 90 聊其云傳ふる 近き比花 近

動有。 き故、 ひ、 遠近の人詣て來る者多し。 鎭國寺の二町、 ならず。岩に文字を刻めり。 あらず。 の祭には叄詣する人甚多し。商人四方より來りつど 市をなし侍る。是又吉田村の境内也。 其長さ三尺六寸有。 誤りて田島の不動と云。是鎭國寺の本尊には 奥山の傍に石窟有。 正月廿八日、六月廿八日 何の時より開侍るに 古くして見えず。 其中に石體の不 田島 今も や詳 に近

〇與 聖 寺

附 即 今崇福寺の末寺となる。 多々良顯孝寺抔と同 田島に在。 せり。 山和 尚也。宗像氏俊の時なり。 近代寺領は無 延慶元年開基せり。開山大應國師の弟子、 列にて、當音名刹のよしいへり。 i 門前に子院四つ有。 氏俊より寺領を寄 此寺

〇吉富村八所大明神

惶根尊を正殿とす。泥土煑尊以下の七神を以相殿がこれ。 すべて八神也。 緣起有。 赤間の邊すべて十村の ٤

土地神也。 昔は御旅所に神幸有。 今はしからず。

〇許斐山神社

一人有。 此社にも田島の神輿渡御有て、 請すと、宗像緑起に見えたり。宗像大宮司有し時は、 樂の役人也。許斐には今社人十人有。鐘崎には社人 **社人來て、神樂を勤む。兩所共に古來宗像の社の神** 在。田島の社に神事有時は、今も許斐の社人鐘崎の の見ざる池有。大岩にて登る事ならず。山の九分に 王丸村の上を許斐山と云。山上に許斐權現の祉有り。 九月十九日祭有。文德天皇天安元年、熊野權現を勸 祭儀有。 此山上に人

〇上八村 承福寺 した、あやまりて八の字かくにや。

心院と號す。又此寺に兒殿の墓と土民の稱する墓有。 氏貞の子を葬りしと云。此寺に如水公より田地を寄 此墓所を御塔と云。氏貞の影像並位牌有。氏貞を即 の墓五六有。氏貞をも此寺に葬る。今も慕有。 「號安廷山、開山月潭、或は號月菴。此寺に大宮司 土民は

をあた 附 馬に行て朝鮮と書簡の贈答せし名緇也。 林を寄附し給ふ證文有。故に其後代々の國主も、證文 も感賞し給ふ。禪僧芳長老が父の宅も此所に在。 延寶年中の凶年には、財を出して貧民を敷ふ。 し給ふ。 給ふ。 今にしかり。 此寺佳境也。 又如水公より此寺の後の山 此村民彥三郎富人也。 國主

〇 内殿 村神社

神は神名詳ならずと云。又猿王子有。是猿田彦な 正哉吾勝尊、國狹槌尊、 十社王子大明神有。國常立尊、大己貴尊、神皇魂尊、 九月十八日祭禮有。 伊弉册尊、 瓊々杵尊此外三

〇山 田 村 增福院

増福院に昔より毘沙門有。又近世宗像大宮司正氏の 寺を立て安置す。其因緣を尋るに、後室の居宅は山田 後室、並其女氏、男の妻の墓有。母子の墓一也。又其侍 怨靈たゝり有に依て、地藏菩薩とあがめ、像を作り 女四人の墓も有。皆大宮司の臣の爲に殺さる。後室の

逆す。 宗 時、 跡を慕ひ行けるを、 黑 村 殺せられ。後にて氏男敵を防けるが叶はず。義隆 行勤けるが、天文廿年九月、陶全姜主君大内義隆に を改て氏男と號す。 め 十八歳にて病死す。上八村承福寺に葬る。氏光は 居し、山田に住し、 光を養子聟として、 は女子也。正氏本妻は宗像山田に在。女子一人をう をめとりて二人の子を生。兄は鍋壽丸と號す。 て戰死す。生年廿三とかや。其後全姜のはからひに て居住す。 50 像 川に三年住せし時、 増福院の下に在。 長門の深川黒川兩庄を給はり。 大宮司氏佐大内家に屬し、 義隆其亂をさけて、長州深川大寧寺に落行自 名は菊姫と云。正氏は家族氏癥が嫡子權頭氏 黒川氏と解す。氏佐の子刑部少輔正氏も、 菊姫をめあはせ、 氏男も叉大内氏に隨ひ、 則大宮司の別院なり。 敵追かけければ氷の上と云所に 名を隆尚と改む。天文十六年 陶尾張守晴賢入道全姜が姪女 周防山口に出勤 黒川に宅を構 家をゆづり 是より先 防州 其次 せ 四 叛 隱

しむ。 すべし。 を聞 悅 きに、 ける。 云者も多くして、家中二に分れあらそふ。 代松が父前大宮司氏續も、 を四 内然るべき人を聟に取て、 迚、 ふるまふ佼成りと評定し、 を下しまいらせらる 氏男の弟千代松殿有。 いはく、 んで其議に同ず。 ひがごと也。 E 卿 天文廿年九月十二日、宗像へ下し、白山の城に入 **通院の所に詳に記す。** 其事は鞍手郡山口村圓 氏黑 さはなくて抑て白山へ入城せしむる事、 氏貞 時に歳七歳。 氏貞は正氏の子と云へ共、本妻の子に非す。 寺内治部丞に云付、 然共當年三歳幼稚なれば、 と號 川に 是氏貞の家人、寺内治部丞が我 Ļ てまうけし陶が 事、 然るに宗像家臣共同心せずして 又陶が命を恐れ 正氏が家督とし、 是を氏男の養子とし、 其後又陶が下知にて、 我子千代松を立んことを 氏貞を立んとせず。 社職をつがすべし。 一應家人へも其示は 先氏績及千代松を殺さ 、姪の産 先菊姫に一族 て氏貞を立 大宮司 し子、 陶全姜是 家督と 鍋壽丸 12 正氏 叉手 意を 有 氏貞 せん 陶

りしを切ころす。十八歲とぞ聞えし。二人は夫よ れて、石松に云付て、野中嶺をして殺さしむと云。讒せしもの有しを信じて、我か母子に害あらん事を恐 かゞ さし殺す。 とて、守刀をぬきて自害せり。其たけき有樣、 迄盡すまじ。 後室の居られし奥の間に走り行、後室を殺さんとせ 拜まんとて、行水し髪を洗ひて、 に行、先菊姫の局に忍び入。折節菊姫は今夜の月を 年三月廿三日の夜、勘解由、玄蕃、山田村後室の宅 しが、さすが其氣色に恐れ、暫しためろふ二人の者を 恐ろしく、 後室並其息女の菊姫を殺し、氏貞を彌立べしとて、 の臣、 二人に取つきこぶしを以て打しを、 三日月、 汝等科なき主人を殺す事、此恨汝等の子孫 石松义兵衞尚秀に云付、 花の尾と云局の女房、 我は女なれ共、 小夜と云し三人の女房も、 後室並菊姫を殺さしむ。一説に、氏貞の母 目をおどろかせり。 汝等が手に 後室の刀を取て自 後端近く出て居た 後室に仕 野中勘解由、 なきか 三人共に は懸るまじ 天文廿 な 小 見る 9

害す。 鞍手郡蒲生田觀音に詣けるが歸るさに、女二人忽出 夢覺めて、 夢に見えて、 り。是後室 やうく〜にして歸り、苦しげなる息をつき、胸いた 來るを見れば、かの後室と花の尾の局なりしが、 諸人恐怖甚し。氏貞及其母恐れをなして、樣々に祈 月廿三日迄に皆死失たり。野中勘解由是を聞て、 時に消て見えず。玄蕃足ふるひ、手わなゝきけるが、 側に埋む。其翌年、天文廿二年三月十八日、嶺玄蕃、 の下に同穴に埋む。 きに恐れ、 弟數人、同時に皆病を受て、玄蕃の如く成しが、同 れて死す。其後七日の内頓病にて七人死す。此後は り祭りて、 刀にて差通さるゝが如しと呼はりて、頓て死せ 斯て母子の死骸を一に集め、宅の後の山の岩 祈禱をしけるが、或夜後室と花の尾の局、 大汗かひて肢體なえて、 たゝりをまぬがれん事をこふ。永禄二年 **崇をなせる初め也。其後玄蕃の妻子兄** 其憤りを述て、勘解由を資る事甚 其時死せし女房四人をも、 翌日病におか 即

す。 **亀二年、立花鑑連の室と成、立花の城に嫁す。一説に、氏貞の妹名は菊と云。狂病いえて、元** 室母子の爲、祭田を寄附して香花を備ふ。彼あだを **社を立、氏八幡と號して祭る。** 殺せし評議に加りし家人共、追々に皆頓病を受て死 どの疵はいえしが、後に他病を受て死せり。 りうらみ、母の咽にくひ付けるを、傍に在し者共、 其母を責わたりて、 の妻成りと云て、 正十四年、 なせし者の子孫迄、 地藏菩薩とあがめ、山田村の増福院に右六人の爲に、 あらん事を恐れ、正氏の後室並息女及侍女四人を たして其日多く頓死す。氏貞の妹狂亂止ずして死す。 あまた立寄て引直す。其外後室にあだをなしたる家 人共を責いかる。今日恨を報ぜんといかり責む。 氏貞恐れて、 氏貞の妹十三歳、 氏貞死去の後、氏貞の後室、其息女に祟 正氏の後室の靈を、 目をいからし氣色おそろしく 其怨靈のた 我と我子を殺したることをいか 俄に狂氣起りて、 くりやむ事な 又山田村墳福院に後 氏貞の母のん 田島の村中に 我は正氏 後室を は

及其子孫にたゝり有べきに、さなきを以て證とすべしといふ。石松の後、剃髪して可久と云。其遠孫今猶多し。石松弑逆を行はど、其身人なりと云。石松又兵衞は永祿三年、名を但馬と攺稱す。氏貞死去及自餘の說は石松尙秀には非す。彼後室母子を殺せしは、野中諸兩極を殺せしは、石松又兵衞尙秀なりと云。是宗像社人及里民傳稱す 時、増福院寄附の田地を皆没收せらる。篤信昔年或 體 0) 地藏を安置し、 依て、 彼祭田の記をかきて與ふ。 又祭田を寄附す。 小早川秀秋 の後室及菊一説、正氏

民家 云傅 是筑前十九神の一なり。 延喜式神名帳、筑前國宗像郡、織幡神社一座名神と有。 何方 賀大神也。 に尙季とすら尙秀宗像記追考 此 階を朝廷より贈玉ひし事多し。 似 山 を小屋形と云名所也。 より向ひても背面なし。林木茂れ を去る 72 þ **b** • 織 故に名付と云。 文徳實錄三代實錄等の國史に、 事五町 幡 中座武內大臣、 神 社 ば かり 武内大臣の神靈を祭るよし 艮の方に在。 三方は海なり。 海上より見 西 祉 は住吉大神、 ある山は **b** • n ば 此 山丸 此神 或說 其 鐘 東 方は外 形屋 に位 は志 崻 に T

地 正月十六日、織幡の趾に蹈歌有り。大宮司参詣の時。 唐の書五雑爼にも記せり。 を行ひ。其壽三百廿歳、仁德天皇の御時薨せらる。 を征し玉ひし國を因幡といへば、此織幡の社、 宇倍神社も武内大臣を祭 りとぞ。依ヘ之後人此地に祠を立と云。 囚幡國法美郡 景行天皇の御時より以來、六代の帝に仕へて、 大臣の神靈を祭れりと云說さも有べし。武內大臣は 俗は天に登玉ふ時、 下上れば、右の方に武内大臣の沓塚とて石塔有。 ずべしと宣ふ。蓋し異賊襲來の災を守防がむ爲 早韓神、榊舞有り。笛和琴等有と記せり。○社 功皇后を助け、 川の邊にて滅有。陪從の歌有。庭火を燒て、 境なるをしたひて、我死ば神靈は必此地にや 山の傍に神廟有。 0 山 の形うるは 新羅を討給へり。此人長命の事は、 沓を爰に拔給ふと云。大臣の父 れり。大臣幡をよせて無 しく、 宗像の年中祭祀記に日、 相傳へて曰、武內宿 恰も玉の盤 神官六 上に 政務 武 在

母を祭れる小社、 上也。葛原大明神と云。 鐘崎町はづれの東に在。 千世川 0)

O佐屋形山

に鐘崎 成 風 成 藻鹽草等の書に、 云。其上舟路より隔て、 形山と云。其山の尾、艮の方海邊につぃきたる 少しひきく、屋形の樣成る山二ッ重れり。是を小 更うるはしき山なれば、此説よろしかるべし。一 山を小屋形山と云。屋形によく似たり。 て過る也。 出たる山なれば、後拾遺の詞書にも能 ~ べし。古歌に迫門とよめるは鐘 の尾と云。されども是はさへの神有故に名付 し の上に高き山有。其山についき、子丑の方 迫門を東の方にの 此迫門、 後拾遺集旅 雨方の 此國に在由記せり。 0) 出崎 部 其間遠し。然は後說 ぼれば、 に の間八町有。 0) 小屋形山を右に 岬と地 織幡 船路 叶 あな 0) **^** の神趾有 bo 島 は 近 をさ 不 0) < 見 間 可 3

上りける道に、

さやかた

Ш

所を過ぐ迚、 讀侍る。

右 大 辨 通 俊

あなし吹迫門の潮干に船出して

早くぞ過るさやかたの山

惟 明

親

王

な し吹さやか た山に雲晴て

同

月影たゝむ迫門の白波

中

務

夜舟こぐ迫門のしほ ひをよそに見て

同

つきにぞこゆるさやかたの山

〇鐘 御 崎 鐘崎町

を渡 鐘の有所は織幡山の艮の方、 織 異國にも有。 の有所いちじるく見ゆる由、里人云り。かやうのこと 幡 鐘を渡せしが沈て寒に在。其故に鐘か崎と云。 せしに、 神社ある山の出崎を云。昔三韓より大成 越前國敦賀郡金ヶ崎の海に、昔朝鮮よ 此海にしづめり。 五町許沖に在。 放に鐘の御 騎と云。 今も鐘 つき鐘 氣

比の海べたに在。越前國に在は逆に成て有りといふ。

よみ 不 知

干早振かねの御崎を過れ共

我は忘れず志賀の皇神

衣

笠

內

大

臣

白波の岩打音やひゃくらん

鐘の御崎のあかつきの空

俊

とに聞かねの御崎はつきもせず

なく聲ひゃく渡りなりけり

正三位 重

聞明す鐘の御崎のうき枕新練古今

夢路も波に幾夜隔てん

宗像大宮司七十一世興氏、文明五年に此鐘を上んと

べ、海人を入、大綱をかけて、舟の上より車木を以卷 て、群卒を多くひきゐて、鐘崎に至り、船を多くうか

て是を引。然ども鐘あがらず。此時に當りて風雨甚

と云 沈むるに、 時も鐘を上んとし給ひしに、俄に風雨烈敷して止み は舟を繋ぐべき所なし。故にあらかじめかくのごと 共多く取集て、爰につながん爲也。 石を集て波頭をつかせ給ふ。是は鐘を上るに、大舟 入國し給ひて後、慶長九年、地島に波頭をつく事と 成りと云。 の形海藻多くつきて慥に見えず。潮干に其所は見ゆ ね。今も此鐘有所の上において雲をす。紙幣を海に くし給ふと云。今も古ばと迚、其時の名殘れ を上んとし給ふ。先兼て織幡の前、京泊りと云所に、 なし給ふついでに、此地に來り數日とぃまり、 る者なし。 に、此時鐘の龍頭切て鐘少しかたぶけり。 海上震動して其變おびた 其紙幣水面に暫立時は、 され共高さ大さ詳にはしれず。又長政公 終に取上る事あたはずして其事止 いしつ 此地は暴風吹て 必雨降と云。 諸人恐 怖せざ **b** • 鐘は大 **河**。 此鐘

鐘崎の町は昔はなし。 津日の浦とて、 上八村の西に

を置し所を津日と云。是成哉。此事は總論に顯す。 鐘崎に移さる。延喜式廿八卷にかける、筑前國驛馬 民家有。 長政公入國の後、津日の浦の人家を、 今の

〇神 湊

神の社有。祭禮九月七日。市杵島姫を勸請すと云。 告海濱宮のあと神幸迚、神湊民家の東に在。 神湊と名付しならん。町有。又此北の海中に勝島 禪寺有。隣船寺吞海山と號す。崇福寺の末寺也。 て小島有。 より大島に船神を渡し、大島より爰につくる故に 民家少し。昔此所の産神。津賀計志大明 且これ Ł

0宗 像 山

せり。 赤間と書は誤也。長政公入國し給ふ時は、赤馬に民 武帝日向より東征し、 赤馬村の上なる蘿が岳を云。 て、赤馬に乘來り、此里民に下知せり。土人是に依 其里を赤馬と名付ると云。故に赤馬を正字とす。 山高く林茂れり。猿多し。古老相傳へて昔神 岡の湊に來り給ふ時、一神有 境地は 楞嚴 寺村 に屬

德重、多久、三郎丸、楞厳寺、赤馬町也。 昔は此十村す 寺との間の道を百合野嶺と云。遠賀の高倉へ越る道 を石とうげと云。遠賀郡城畑へ越道也。上山と孔大 路有。其上の山を上山と云、蘿が岳と上山の間の道 家唯四五軒有。其後民家多出來、 也。赤馬の十村の名、吉富、竹丸、藤原、石丸、名殘、 べて赤馬と稱す。 はりうげんじと云。赤馬の北、平等寺村に平等寺の 楞嚴寺と云小村有。昔は寺有。今は無し。誤りて今 宿驛と成、 山下に

- 筑紫なる宗像山の西に住む名寄

翁と君と我をこそいへ

〇大 穂 村 不焼寺 崇樂寺

焼寺崇聖寺は、其最奥に在て、 流、川を挾みて兩傍に民家多し。民家の有間、川を にのぞみせまれり。本木村に似て、猶山間狹し。 のぼり行事數町有。兩山間近ふして、民家の後の山 大道の南、狹き谷中に在。兩方は山にて、中に小川 村口よりは遠し。

也。 音堂は、 ひて、印を殘せる成べし。崇聖寺の上、不燒寺の観 文年中に創立す。寺の後に小早川隆景の墓有。隆景 立し給ふ。其後度々國君より修補し給へり。 京都の佛師作れり。今の堂は慶安四年、先公忠之建 観音像も昔燒失す。不燒寺の名にあはず。今の像は 堂は高き所に在。堂の大さ方四間縁共に方五間有。 は安藝國沼田に葬る。爱には其時の住持、其人をした **邊土にては珍しき壯麗なる堂也。此堂度々炎上して、** しれず、縁起新舊二有り、拙陋にして文理をなさず、 此寺は許斐の城主、多賀出雲守民部丞 澄忠、天 永享元年春三月創立せり。創立の人の姓名 偏鄙にては珍敷好寺也。佛堂奇麗也。

O有 チ 湯だ

荒司村の北、 又柳の宿共云。荒司村の枝村也、是昔上方へ行大道 千潟と云。近年田と成る。其間に昔は唐坊と云宿有。 也しと云。延寳元年、唐坊の民家を悉く除きて、 津屋崎の間、むかしはかたなり。是を有

司村に加ふ。今は宿なし。

無

名

有千潟ありなく覺めてゆかめども萬葉十二

家なる妹やいぶかしみせん

O須 多 田

にや。 云富人ありしと云傳ふ。其故に村の名をも簾田と云 有し址有。ひきゝ山也。城址の如し。 昔此邊簾長者と 此地に宮山迚、廻りに堀二重ほりまはし、四方に門

〇手 光 村 長谷寺山號施無畏山

中に在て好村也。 長谷寺に観音あり。大和の長谷の観音を勸請せしに や。昔は眞言宗成しが、近年は禪宗となる。手光は谷

〇西 鄉

は五村にわかる。津九久末の谷水も西郷に流れ出。 光、ともに五村。合三百町、すべて西郷と云り。今 上下雨村有。昔は上西鄕、下西鄕、津丸、久末、手

9 の時、 成り、 9 h 西 興の字を給はる。 先證。専,,神役。以,,餘得,可、勤,,仕武役,よしの文也。 津と云士住居す。其祖を尋るに、伊豆國伊藤祐淸よ 貞の家人となる。永祿十年、赤馬の城に出仕せし時、 部尙安の婿となる。大内義隆亡て後、河津も宗像氏 來りしを擊取し時、大内義隆より感狀を賜はる。 嫡子七歲、 氏貞いかなる故にや、隆家を殺さる。 も隆の字を賜る。 つぎ西郷に住し、 る。其後此里に宗像大宮司より家人多く置たりと云。 七代の孫、河津重貞初で當國糟屋郡尾中の庄に下 郷の東に東郷の里有。 庄司と成る。其子孫種家の時家衰へ、西郷に移 上西郷の南に在所の神社、大森權現の社務職と 大内義興より給はる狀有。大森社務職事。如言 大内氏に從ふ。種家六世の孫. 是は占部尚安の孫なればとて、 興光の子新四郎隆業も、 隆種の子新四郎隆家、宗像の臣占 天文元年、立花親貞宗像氏延が攻 相對せる也。 其男子二人、 近代西郷に河 河津與三與光 父の後を 皆ゆるさ

西鄉 六座也。 肆に在り。 此里にて生る。 十月廿二日、 **玄蘇の詩文の集を仙巢稿と云、昔年より印行して書** 暦帝の前にて筆談す。此事中華の書にも見えたり。 給ひし時、秀吉公の命を受て、大明に使僧に行、 に作りし詩有。又對馬に行て寓居す。秀吉公朝鮮を攻 て、博多も燒ぬ。其亂をさけて大島に住す。 國中所 〇禪僧玄蘇は河津新四郎隆業の子也。天文丁酉の を大森權現の使成とて喰ず。川に多けれどもとらず。 大森權現は上西郷の南に在。 山也。後に伊豆、箱根、三島の神を拜殿に祭る。 下西郷、手光、津丸、久末、此五村の民は鮧魚 故に又六社大明神と號す。此神の敷地、 如水君の碑をも此僧作れり。 七十五歲、 初め聖福寺に住す。此比筑前兵亂有 對馬において寂す。 字都宮大 明神 慶長十六年 丹生、 萬

O宮 地 村

宮地嶽と云高山有。 神功皇后の暫く留り給ひし舊跡と云。 荒司、 ののである。 大石、 怒山村の數 村の上に

村 とあり。古戰場の部に詳也。 皆宮地の東北につらなりて山下に在。 古城のあ

〇勝 浦 桂潟水塘

せり。 六町と成。此外鹽濱廿六町有。皆勝浦村に屬す。 近世俗説に、糟屋郡那多濱及和白の濱を勝浦潟と云 浦山と云。此山に宗像大宮司卅六代氏國城址有。勝浦 長南北廿三町有。 り、此浦に上らせ給ふ。故に勝浦と名付と云。 名所方角抄に日、 ば干潟と成しが、寛文十一年、 津屋崎より勝浦まで入海にて潮みち來り、潮干ぬ 潟は名所也。古歌有。勝浦の西に在し遠干潟なり。 へど、本證なくして古歌に合ず。附合せる也。 山に上りてかつらとのたまふより勝浦と云と記 谷々に入込で廣し。 **今里人の云傳ふるも、神功皇后新羅に勝て** 當國第一の大塘也。東西四町、 神の異國を隨へて、 今はなし。 凡七谷有。 勝浦の上の高き山を勝 かたを開て新田八十 勝浦濱に年守の かつらたけと 南北二町許 昔は 勝浦 其

松原有。 昔は百有しと云。今も多し。 年守大明神の社有。 此濱に百塔迚、 石塔有

〇海 中 道

遠干潟有。簑生浦よりも北なりとかけり。近世里俗、 道と云る成べし。宗祇法師が指南抄に曰、海の中道、 此所は兩方に海有て、海中に在る道なれば、 許有。昔は勝浦と津屋崎との間は、皆入海成りし故、 勝浦村と梅津の間の海中の道を云也。其長き事十町 たるを以、妄に附會せし也。用べからず。 那多濱を海の中道と云說有。是本證なし。其境地似 桂潟、宗像に在。 桂潟は、唐坊と云所より南に行ば、 海の中

後九條內大臣

秋の夜の潮干の月のかつら潟夫木世四

山までついく海の中道

此歌名寄には後京極良經の歌とす。 にあらず。梅津の樂師山についけり。 山迄ついくとよめるは、 勝浦嶽につ 良經の家集に いける

日、 御前 夏越和儺の祓とて、 島 時 此所にて競馬をなす。此故に五月濱と云。 多く爰に置。 ぐ嫡子なければ、庶子此日かげ馬をのりて、越度無 の上に置奉りしと云。今は久敷紀て、 より船十二艘にのせ、五月濱に御下り、神輿を石壇 水手を置給へるがごとし。然るに其後、漸川口淺 の御旅 深か 口村の境内に在。田島より十三町北 川の海に流入口成る故に名付く。此川のみなと昔 、宗領の座に直る。是古來の風俗也。 五月濱に出て馬をのる。是を五月兒と云。家をつ 五月五日、 **今は舟を繋ぐべき所に非ず。** の濱とは、 りし 所 也。 かば。長政公入國し給ひし初は、 船も多く此所に集らる。 今の田島の東の川端 宗像家人、 五月松原有。 田島の神輿を、 冢々の嫡子花やかに 其所に石壇有。 天正十四年、 也。五月五 御前の濱と云所 其儀式なし。 也。 今の若松に 〇江口村 宗像記 昔田島の 昔六月ま 水 手を 出立 南蠻 は 日 田

の貨物をのせ來る事、あげてかぞふべからず。印子 さを計せらるゝに、長廿八間、横廿間有。船中種々 金貳千五百錠朱砂千斤は氏貞是を取と云。 の大船江口の濱に漂着す。大宮司氏貞聞て、 舟の大

是昔の上方へ行大道也。 田島より垂水越をして、内浦を通り、蘆屋へ行し也。 の東の麓を名兒浦と云。昔勝浦潟より名兒山を越、 田島の西の方也。勝浦より田島へ越嶺也。 兒 ıЦ 田島の方

右萬葉集六卷に、天平二年冬十一月大伴坂上郎女 合、あめの下を作り玉ふ由、日本紀神代の卷に記 發1,帥家1上\道、赴1.筑前國宗像部名兒山1之時作歌 し侍る故、 一首と書り。大己貴命、少彦名命、此二神ちからを ひの、ちゑのひとへも、なくさまなくに。 めけん、名にのみを、名兒山と負て、こわがこ おほなむち、すくな彦なの、神こそは、名付そ かくよめる成べし。

O年 田 尻

凡大小廿許、其南の山の谷に鳥越と云所有。冬春は、 此村の西の山に、人の住し窟有。下より顯れ見ゆ。 早朝に鴈鳧多~飛越す。 たると云。鳥の山を越る筋ある故にや。 山の草など鳥の足の泥にひ

〇縫殿大明神

昔神功皇后新羅を征し給ふ時、舟の帆を縫し神な 紀を引て記せり。 歟、いぶかし。 と云。今其神名について思ふに、是兄媛を祭れる社 怒山村に在、宗像神事帳にも有。里民の云傳るには、 兄媛の事は、宗像三社の所に、 日本

O 野 坂

請す。 此所に長門の一の宮、住吉二の宮、静力を宗像大宮司勘 一の宮、 此地にては小木大明神と云。

〇太 平 山

名殘村と鞍手郡上有木村の境成る高きかや山 太平山の西南に名引山有。上有木の山也。 林木上に

在り。 山より高山也。名殘村昔は常世村と云。 又太平山の東北に、藤原村の上のかや山、太平

O依 嶽

田野村に在、 ひきし。 依嶽大明神の社有り。

〇疇町

昔は鳥の巢村有。其村を除て、民家を此所に移し、 間馬驛なくして、其間遠ければ也。疇町の西の山に、 が、寛永十九年、忠之公此町を立給ふ。青柳と赤馬の 此町、昔はなし。民家少し有て、本木村の枝村成 本より有し本木の枝村と一に合せて、此町を立、馬驛 とし給ふ。

O本 木

b • 彼を守人多しと云へ共、皆ねぶりて覺ず。故に是を 此地庄屋の家に、夜々怪物來りて、婦人をなやます。 に、岸の穴より出る泉有。極て清潔也。延實八年、 疇町の南狹き谷中に在て、幽陰なる所也。八幡宮有 佳祉也。村中は川を道として上り行。 川の北側

て後、 後、終に彼怪物來らず。程經て後、此邊の獵師、山に 極て能犬なり。凡の犬とは眼目容貌替れり。 横に疵有。去れ共狗は恙なし。又一の狗は、普通に に賜はる。是より彼あやしき物恐れて來らず。程 ず。其後貞享二年、國主より逸物の良狗を二頭庄屋 の精ならん迚、 をうんで死す。 防事あたはず。 狐狸に非ず。また猯狢にもあらず、いまだ見ざるけ 入て狩をせしに、林中にあやしき獸有。猪鹿に非す。 は勝れたりしかどおぢて出あはず。たゝかひし犬は、 のは迯去ぬ。狗の鼻は、かみそりにて切たるごとく れて近付ず。かくのごとく成事凡六年、未其形を見 の也。本木の民家にわざはひせし物は、是ならん されども、 其外村民の婦女をおかして懐胎せしめ、 一夜彼怪物來る。彼一の良狗出て、是と鬪事 良犬を集めてふせがせけれ共、犬恐 其子はあやしき形なり。 ねふりさめざるも、 終に勝負決せずして、あやしきも 又是怪物 いか様狐狸 是より の わざ

といへり。 猟師を遣はされ、ころせし怪獸もあり。といへり。 初彼妖物、村民に災をなしたる時、國君より

0含利倉村

山の側に在村也。 此地田圃肥饒なる事、 國中第一二

の上品也。

〇蓑生浦 みのうき渡とも云。

云枝村有。昔は此邊をすべて、蓑生の郷と云しにや。 名抄に、宗像郡に蓑生の鄕有。今上西鄕村に、簑生と 福間と新宮の湊の間の浦を云。宗祇法師が指南抄に 新宮と云所より北也。遠さ三里とかけり。 順和

後拾遺集十八卷詞書に云、

そらごとなげき侍りける比、 かたらふ人の

たえておとし侍らぬに遣しける。

馬

內

侍

後拾遺 うかりけるみのふの浦のうつせ貝

むなしき名のみ立はきょきや

みのふはま何かは波のよるをまつき中抄

ひるこそかひの色も見えけれ

社は 有。 昔の馬の牧也。 方に在。 詩の註に、此地民屋皆枕;海曲;と有。○鼓島は渡村の し云傳ふ。又牧大明神とて有。○牧山は高風呂と云。 中に在。 北に在て、海中に差出たる、少なる岩山也。 其形太鼓 づけり。 渡村は、 海の中道を通り、 律詩也。異なる事なければ、爰に記さず。其の なし。 無題詩集に、釋蓮禪が於い渡津」述、懷詩一首 **社あり。大楯崎權現と稱す。** 祭禮九月廿四日也。又小楯崎權現とて有。 津屋崎の向ひに在。 神體大巖也。 故に名付。○楯崎は、渡村より十町許乾 勝浦村に行けば、 神功皇后此所に御上り 島の如し。然其是より 一方は陸地 薬師佛も同 12 祉

〇太 禮 村

瀧 又旗指大明神の社有。 社有。'枝村の内、 の口と云所に、 池浦の産神也。祭禮九月九日 高さ貮間許の瀑布有。 里民は、さはたり大明神と云。 山王權現 なり。

當村の産神にてはなし。 祭日は九月九日也。

〇地島

ዹ 此 の間 鐘 經て功を成せり。 再つかし よめるは、此間を云り。佐屋形山、向ひに近く見ゆ。 像第三の神を爰に勸請して、安藝の嚴島に傚て名付 居住して。民宅狹し。島守有て番所あり。畠のみ有 四五軒あり。大島の方に向へり。此島より鐘の御 し成べし。此島の西北に、白濱と云所あり。民家卅 島民家の前に、石を集てつける波頭あり。風波荒 島 其後破損せしを、元和四年三月十一日、長政公 舟を此内に繋ぐ爲也。慶長年中、如水公築せ給 水田はすくなし。此島に嚴島明神の祉あり。宗 の西北に向へる島也。民家多し。山のかたはらに 潮干たる時は近し。あなし吹せとの鹽あひと め給ふ。 高橋伊豆匡順奉行せり。 其後日を

筑前國續風土記卷之十七終